

Olympic and Paralympic Games Tokyo 2020 Marks Usage Guidelines

東京 2020 オリンピック・パラリンピック
大会関連マーク 取扱基準

地方自治体用

Version 1.1 June 2016

はじめに

本書は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が管理する東京 2020 大会関連マーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとしたオリンピック・パラリンピックの知的財産に関する地方自治体向けの使用取扱い基準の概要を説明するものです。

オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産は、日本国内では商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されています。また、日本国政府としても、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を招致するにあたり、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）および国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産を適切に保護することを誓約しています。

オリンピック・パラリンピックの知的財産は、別途許可のない限り使用することはできませんので、これらの知的財産の使用を希望される地方自治体の皆様におかれましては、組織委員会宛てに知的財産の使用の許可を申請くださいますようお願い申し上げます。

使用が認められる組織／団体／事業

大会関連マークの日本国内での知的財産の使用が認められる組織／団体／事業は、以下となります。

1. 東京 2020 大会スポンサー、RHB（大会放送権者）
2. 開催都市（東京都・都内区市町村をいう。以下、同様）、各府省、および会場関連自治体
3. 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関（報道目的に限る）
4. 日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）
5. 地方自治体（組織委員会が規定する各種 PR ツールに限る）
6. その他組織委員会が使用を適当と認める組織／団体／事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに関する 知的財産の使用にあたって

- 03 オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産
- 04 JOC、JPCに関する主な知的財産
- 05 保護対象となる各種用語
- 06 使用承認
- 07 大会正式名称等の用語使用

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産としては、オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、オリンピックに関する用語、画像および音声等があります。これらは知的財産として保護されていますので、自由に使用することはできません。



オリンピックシンボル



パラリンピックシンボル



©IOC

メダル



TOKYO 2020
オリンピックシンボル

東京 2020 オリンピックエンブレム



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES
パラリンピックシンボル

東京 2020 パラリンピックエンブレム

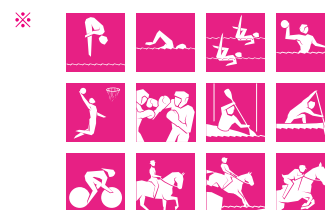


©IOC

聖火台／トーチ



大会マスコット



ピクトグラム



©IOC

大会画像

Tokyo 2020

大会呼称

※ *Inspire a generation*

大会モットー



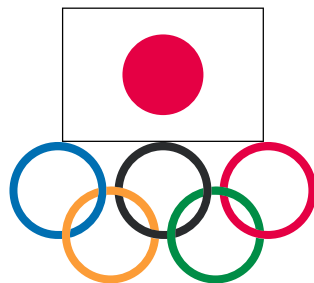
©IOC

過去のイメージ
(例：64年東京大会)

※ロンドン大会の各種マーク等を事例として掲載しています

JOC、JPCに関する主な知的財産

JOCおよびJPCの各種マークも知的財産となり保護の対象になります。



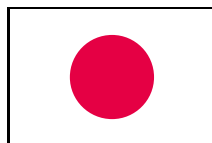
JOC 第1エンブレム



JOC 第2エンブレム

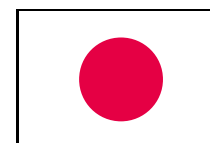
がんばれ!ニッポン!

JOC スローガン



JAPAN

JPC 第1エンブレム



Japanese Paralympic Committee

JPC 第2エンブレム

保護対象となる各種用語

大会名称等の各種用語も知的財産であり保護の対象となるため、自由に使用することはできません。

大会正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020 / 東京）

Games of the XXXII Olympiad

東京 2020 パラリンピック競技大会

Tokyo 2020 Paralympic Games

大会通称

東京 2020 オリンピック競技大会

Tokyo 2020 Olympic Games

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games

大会略称

東京 2020 大会

Tokyo 2020 Games

東京 2020

Tokyo 2020

その他の用語（例）

オリンピック

オリंपィズム

オリンピアン

オリンピアード

パラリンピック

パラリンピアン

Citius, Altius, Fortius

Faster, Higher, Stronger

より速く、より高く、より強く

Spirit in Motion

聖火 / 聖火リレー / トーチ / トーチリレー

オリンピック日本代表団選手 / パラリンピック日本代表団選手

がんばれ！ニッポン！

使用承認

地方自治体が大会関連マークを使用するにあたっては、以下に同意することが条件となります。

1. 大会関連マークの使用は、使用を希望する案件ごとに、組織委員会が指定する窓口で所定の書式で申請し、事前に組織委員会の書面による承認を得なければなりません。
2. 大会関連マークの使用後は、必ず所定の書式による使用報告書を組織委員会の指定する窓口へ提出しなければなりません。
3. 大会関連マークの使用にあたっては、下記の基本原則および組織委員会が指定した条件その他の指示を遵守しなければなりません。

大会関連マークの使用に関する基本原則

1. オリンピック・パラリンピック大会に寄与すると認められる範囲内で使用すること。
2. オリンピック・パラリンピック大会そのものや、組織委員会が実施しているものと誤認されるような使用方法でないこと。(例：パンフレット等のタイトルでの使用、無関係のキャラクターとセットでの使用 等)
3. 営利目的(商品等の広告や寄付金の募集などを含む。)で使用しないこと。
4. 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的で使用しないこと。
5. 東京 2020 大会スポンサーのマーケティング活動を妨害しないこと。(例：非スポンサーによる協賛事業や、ロゴや名称とセットでの使用 等)

大会正式名称等の用語の使用

会場関連自治体は、前頁の使用承認に基づき東京 2020 大会の PR や東京 2020 大会に関わる業務の実施にあたり、組織委員会に事前申請の上、大会正式名称を含む各種用語を使用することができます。

使用にあたっての主な注意事項

使用にあたっては、基本原則を遵守する必要があります。

例えば、自己もしくは第三者の商品・サービス等を宣伝したり、寄付金を募るなどの資金調達を目標とする場合には認められません。また、イベント等で名称を使用するにあたっては、オリンピックやパラリンピックの一部として実施されるものと誤認されるような表現をしないよう留意が必要です。特にスポーツ競技会へは原則として使用できません。

例：

- × 東京オリンピック・パラリンピック開催記念●●●●●●●●
- × オリンピック●●●●●●●●
- × ●●●●●●オリンピック
- × Tokyo 2020 ●●●●●●●●

詳細は別冊の「ブランドプロテクションガイドライン」を参照ください。

地方自治体は、以下の場合には事前申請をせずに大会正式名称等の用語を使用できません。

• 単に事実を伝えるために使用する場合

例えば、イベントのゲストである選手の経歴に「2012 年ロンドンオリンピック金メダリスト」と記載する場合は、ただし、その事実の記載を他の記事よりも大きく表示し、強調する場合は使用できません。

• 広報誌等を編集する目的で使用する場合

例えば、ホームページや広報誌等に、東京 2020 大会の概要やその準備状況、大会に向けたムーブメント醸成など掲載するにあたり、大会名称等に言及する場合などです。



記事内に事実として記載できます。



見出し等で意図的に大きく表示してはいけません。



用語を使用し、商品・サービス等の宣伝をしてはいけません。

大会エンブレムの使用

地方自治体は、東京2020大会のPRやムーブメント醸成に寄与すると組織委員会が認める場合には、組織委員会がデザインを規定する各種PR用ツール（例：ポスター、のぼり、横断幕、懸垂幕等）に限り使用または、組織委員会の監修のもとで制作、掲出することができます。（大会エンブレムを自由に使用することはできません。）

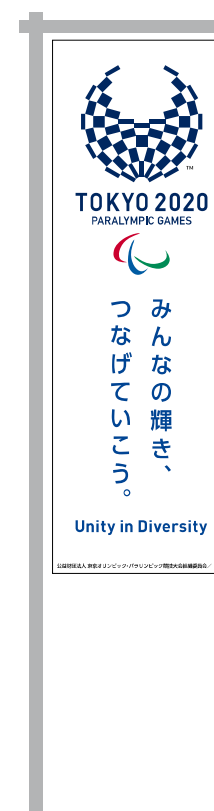
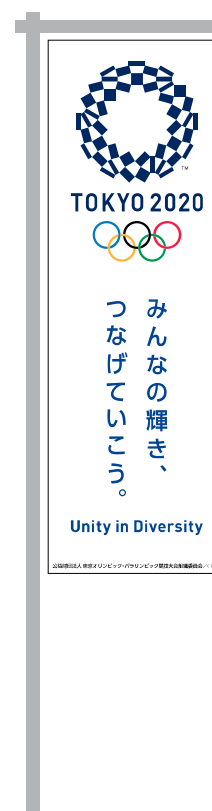
PR用ツールは、大会エンブレム、応援メッセージ、出所表示の3つの要素を入れることが必須です。



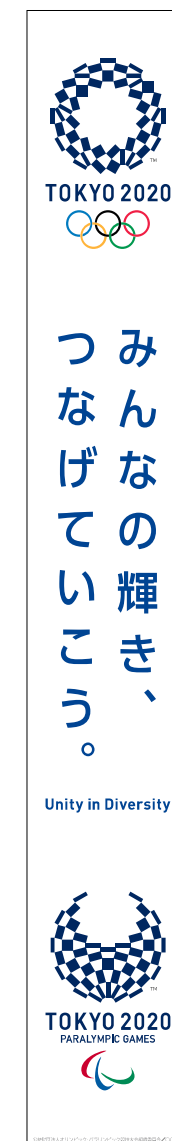
ポスター（例）



のぼり（例）



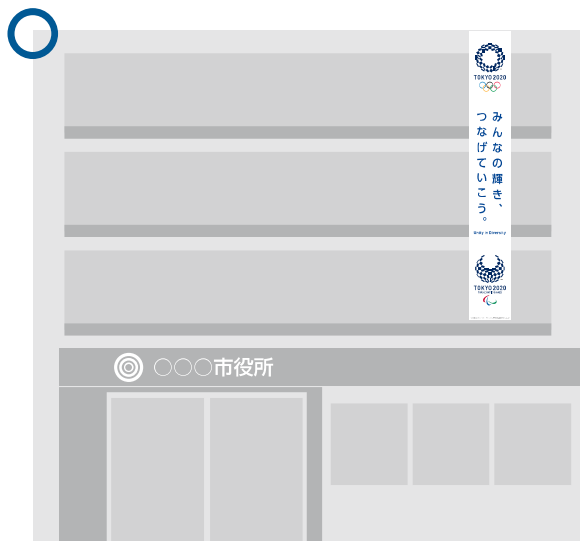
懸垂幕（例）



横断幕（例）



使用例 | PR関連ツール掲出例

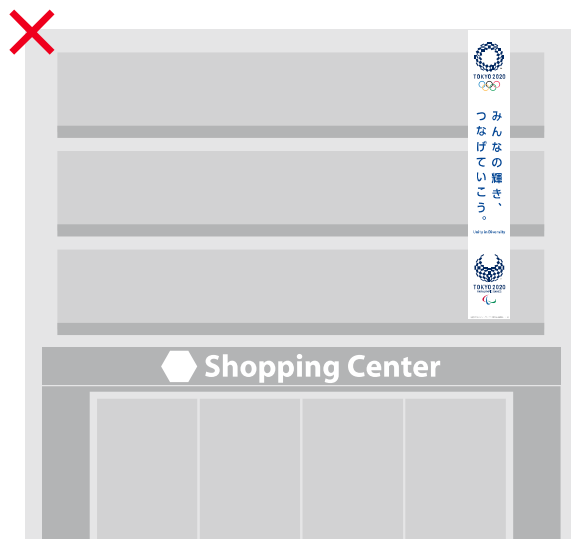


商業ブランドが表示されていない公的な建物に掲出できます。



商業施設には掲出できません。

商店や商業施設にかからない形で公道等には掲出できます。別途、道路管理者等への手続きは必要です。



商業施設には掲出できません。



ポスター掲出の際、大会スポンサー以外の商品・サービスと並べて掲示しないでください

アンブッシュ・マーケティング

アンブッシュ・マーケティングとは、故意であるか否かを問わず、団体や個人が、権利者である IOC や IPC、組織委員会の許諾無しにオリンピック・パラリンピックに関する知的財産を使用したり、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用することを指します。オリンピック・パラリンピックムーブメントに公式に関与するよう見せかけ、そのことによりマーケティングパートナーの合法的なマーケティング活動を妨害し、かつオリンピック・パラリンピックのブランドを損なわせることとなります。

オリンピック・パラリンピックマーケティングの根本は、オリンピック・パラリンピックに関する「知的財産」をスポンサーシップ、ライセンス等々の権利として、カテゴリーごとに独占的に企業等に対し販売するものです。したがって、「知的財産」の保護が確立されなくてはマーケティングそのものが成立しません。大会の運営経費の大部分をマーケティングによる財源調達に依存している状況で、「アンチ・アンブッシュ」はオリンピック・パラリンピックの知的財産を守るだけでなく、マーケティング活動の一部として「絶対に不可欠」な要素となってきました。言い換えるなら、万全な「アンチ・アンブッシュ」のための方策が実施されなくては、オリンピック・パラリンピックマーケティングは成立しないのです。

アンブッシュ・マーケティングとして問題となる例



大会エンブレムの無断使用



オリンピックを想起させる用語の使用



使用が認められていない組織/団体の大会エンブレムの使用



オリンピックシンボルの使用



使用権利保有者以外のPR誌の発行



オリンピック用語とトーチイメージの使用



オリンピックシンボルを想起させるグラフィック

よくある質問 (FAQ)

用語について

Q: オリンピックやパラリンピックという用語を使用するに当たり、どのような留意が必要ですか？

A: オリンピックやパラリンピックなどの用語も知的財産にあたるため、原則として組織委員会の承認が必要です。ただし、文字という特性上、単に事実を表現する場合や広報の際に言及する場合は、大会エンブレムと異なり、組織委員会の承認は必要ありません。なお、この場合においても、大会エンブレムを使用する場合と同様に基本原則を遵守していただく必要があります。

Q: 予算や事業、組織や官職の名称にオリンピック・パラリンピックの名称を用いることはできますか？

A: オリンピック・パラリンピックに寄与すると認められる場合には、基本原則を遵守の上で使用可能です。ただし、イベントのメインタイトルへの使用は、組織委員会が実施しているものと誤認されないよう留意が必要です。そのような場合には、サブタイトルとしたり、内容を説明する文章において言及してください。

Q: ホームページアドレスやメールアドレスに「olympic」「tokyo2020」等を使用できますか？

A: オリンピック・パラリンピックに関連しているホームページであれば、サブディレクトリに使用できます。ドメイン、サブドメインには使用できません。メールアドレスには使用できません。

※大会関連マークの使用に際しては、組織委員会による事前承認が必須です。

大会エンブレム等について

Q: オリンピックシンボル（五輪マーク）やパラリンピックシンボル（スリー・アギトス）を単独で使用することはできますか？

A: オリンピックシンボルやパラリンピックシンボルを使用できるのは、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）やIOC、IPCと個別契約をしているスポンサーのみです。これらのシンボルはIOC、IPCが管轄しており、当組織委員会に承認権限はありません。

Q: 名刺や封筒に大会エンブレムを使用できますか？

A: 地方自治体は、事務用品類への大会マーク使用は認められません。

Q: 大学や学校が大会エンブレムを使用することができますか？

A: 原則として使用することはできません。ただし、地方自治体が指定PRツールを学校施設に掲出することは可能です。なお、授業においてオリンピックやパラリンピックを取り上げる際に、大会エンブレムを引用することは国公私立を問わず、差し支えありません。

Q: 商店街や町内会において大会エンブレムを使用することができますか？

A: 使用することはできません。ただし、地方自治体が、商店街の振興や地域産品の販売促進などの目的ではなく、大会PRのための装飾の観点から商店街の街頭やアーケードなどに組織委員会が予めデザインを定めた「応援メッセージ付きの大会エンブレム」の入ったPRツール等を出することは可能です。

Q: オリンピックやパラリンピックに係る独自のグッズを作れますか？

A: 地方自治体がオリンピックおよびパラリンピックの知的財産を使い、独自にピンバッジやTシャツなどのグッズを制作することはできません。組織委員会の指定する業者（ライセンス）から公式のライセンスグッズを購入していただく必要があります。

本ガイドラインは必要に応じ適宜改訂されます。

本ガイドラインにおいてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

マーケティング局ブランド管理部

brandmanagement@tokyo2020.jp